

新潟県地域職業能力開発促進協議会の委員の募集
(リカレント教育を実施する大学等)

新潟労働局においては、新潟県と共催により、職業能力開発促進法（昭和 44 法律 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進等ほか、地域における職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を行う新潟県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置しています。

つきましては、本協議会の構成員として参加していただくリカレント教育を実施する大学等を募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を図る観点から、貴校が新潟県内で取り組むリカレント教育の内容についてご紹介いただくとともに、意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までを予定しています。

応募にあたっては、会議時間の制限等の観点から構成員として 1 又は 2 者程度を予定しています。それを超える募集があった場合は個別に相談させていただきます。

3 応募要件

以下の要件を満たす大学等とします。

- ① 学校教育法における大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練（履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育等）を実施していること。
- ② 大学等の取組内容について、地域協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

4 応募期間

令和 8 年 8 月 6 日から同年 8 月 24 日の間募集します。

5 その他

第 1 回地域協議会については、令和 8 年 11 月に開催を予定しています。
今年度は、その他に 1 回程度の開催を予定しています。

6 お問い合わせ・お申し込み先

新潟労働局職業安定部訓練課 電話：025-288-3509（担当：佐藤）